

令和8・9年度唐津市学校給食物資納入の手引き

はじめに

1 手引きの趣旨

- この手引きは、「唐津市学校給食物資納入業者登録要綱」に基づき、物資納入のルールや必要な手続きを示したものです。

業者登録

1 唐津市教育委員会への業者登録

- 給食物資を納入するためには、事前に、学校給食物資納入業者として唐津市教育委員会に登録されている必要があります。
- 給食物資を納入するためには、必ず登録申請の手続きしてください。
- あわせて、契約検査課が行う競争入札参加資格(物品)の業者登録も必要です。

2 登録制度の目的

安全安心な学校給食を提供するにあたり、使用する食材等については、安全性を確保する必要があります。自治体での物資調達には競争性を確保することが原則ではありますが、給食物資の調達方法として適さない部分があるため、物資を3つの区分に分類し、調達を行います。

学校給食の特殊性をご理解いただいたうえで、業者登録制度に申請いただきますようお願いいたします。

物資種別	主な物資	備考
納入業者があらかじめ決定しているもの	パン、飲用牛乳	パンは、(公財)佐賀県学校給食会から調達します。 飲用牛乳は、佐賀県が決定した事業者から調達します。
市内で共通して使用する物資	米飯用米、調味料の一部	米については、東部、西部、その他学校の3つの区分で、調味料については市内全域の配送を対象として、入札または見積合わせを実施し、納入業者を選定します。
調理場ごとに使用する物資	生鮮食料品、加工品等	登録事業者の中から、品質・規格・価格・納入実績等を勘案し、発注先を選定します。必要に応じて見積書、契約書等の提出依頼があります。

3 登録の資格要件

登録するためには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- 唐津市内又は佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は唐津市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者であること。
- 破産者で復権を得ないものでないこと。
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を要する者にあつては、当該許可を得ていること。
- 法人税又は個人においては申告所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 唐津市に納入義務がある固定資産税又は軽自動車税を滞納していないこと。個人においては、国民健康保険税についても滞納していないこと。

- (6) 法人市町村民税又は個人においては市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 特別徴収義務者で唐津市に納入義務がある市県民税又は入湯税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員及び暴力団と関係を有すると認められる者が実質的に経営を支配していないこと。

4 申請書の配布

唐津市のホームページ、学校給食課 各給食センターの窓口で配布します。

5 申請書の受付

令和8・9年度の登録申請受付は終了しました。

※随時の登録申請受付は行っていません。

※令和9年度の追加登録申請の受付を、令和9年1月中旬から2月中旬にかけて行う予定です。

■登録申請の提出書類一覧(参考)

No.	提出書類	備考
1	唐津市学校給食用物資納入業者登録申請書	第1号様式
2	登記事項証明書又は身分証明書	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は身分証明書
3	市区町村民税完納証明書	非課税でも提出。完納証明書がない場合は、直近2か年度分の納税証明書(全ての税目)が必要。
4	国税納税証明書	非課税でも提出。法人は(その3の3)、個人は(その3の2)
5	誓約書	唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第1号様式及び第2号様式。第2号様式は法人のみ。
6	営業許可証の写し	食品衛生法に基づく営業許可を要するとき
7	所管保健所の食品衛生監視票の写し	食品衛生法に基づく営業許可を要するとき 令和5年4月1日以降に実施したもの
8	検便検査書	牛乳・肉・魚の取扱業者 こんにゃく、しょうゆ等の製造業者

※2~6は、市の競争入札参加資格登録申請と共通。同時に申請する場合はどちらかの申請に添付してください。

6 登録の区分

(1) 調理場別物資

No.	物資区分	代表的な物資
1	穀類(パンを除く)	小麦粉、パン粉、麺類、麵類(ゆで・生)、精白米、もち米
2	こんにゃく類	こんにゃく
3	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐、おから(冷凍含む)
4	野菜・果実類	野菜、いも、かんきつ類、果物、きのこ類、カット野菜等(冷凍、缶詰除く)
5	魚介類	鮮魚、煮干し、ちりめんじゃこ、けずりぶし等(調理加工していない冷凍魚含む)

6	魚練り製品類	ちくわ、さつま揚げ、かまぼこ等(冷凍含む)
7	海藻類	昆布、乾燥わかめ、青のり等
8	食肉類	牛肉、豚肉、鶏肉等(加工品除く)
9	食肉加工品類	ハム、ベーコン、ウインナー等
10	卵類	鶏卵、液卵、凍結卵
11	調理用乳・乳製品類 (飲用牛乳除く)	調理用牛乳、生クリーム、バター、チーズ、ヨーグルト等
12	調味料、香辛料	しょうゆ、塩、味噌、酢、砂糖、こしょう等
13	調理用酒類	清酒、本みりん、ワイン等(調理酒、みりん風調味料含む)
14	一般物資類	デザート類、加工調理品、冷凍食品、缶詰、レトルト、その他乾物(干しシイタケ)、各種油、ジャム類、種実類(ごま、ピーナッツ、アーモンド)、マカロニ、スパゲティ、ふ、ビーフン、白玉団子、でんぷん、はるさめ等上記以外のもの

(2) 共通物資

No.	物資区分	代表的な物資
1	米飯用米	佐賀県産米
2	調味料、香辛料	砂糖、酢、こしょう、油など
3	調理用酒類	酒

※複数の選択が可能です。

※共通物資については、対象となる物資が変わることがあります。

※同じ品目でも必要量が少量など、場合によって調理場別物資の要領で発注することがあります。

7 配送区域

配送区域	配送先
東部学校給食センター	各調理場に直接納入
西部学校給食センター	
西唐津中学校	
高島小学校	高島航路の唐津発側(千代田町)で定期船により納入
馬渡小中学校、小川小中学校、加唐小中学校	呼子港の各航路乗り場で定期船により納入

※複数の選択が可能です。

※定期船の物資運搬賃については、市が負担します。

8 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

9 資格審査～登録

- 申請書を受理した後、登録の適否を審査します。
- 必要に応じ、現地調査を実施します。
- 必要に応じ、提出書類の他にも資料の提出や説明を求めることがあります。
- 登録が認められたときは、申請者に通知するとともに、登録業者名簿に登録します。

※なお、名簿登録をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。

10 登録事項の変更

- 登録事項に変更があったときは、速やかに変更届(第2号様式)に必要な書類を添付し、学校給食課に提出してください。
- 変更内容が、変更届の「基本情報の変更等」に該当するときは、入札参加資格審査申請書変更届の提出も必要になります。

※詳しくは、学校給食課まで問い合わせてください。

11 遵守事項

給食用物資の衛生管理、規格については、以下の事項を遵守してください。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関係法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、別に定める唐津市学校給食用物資納入基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な需要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

物資の運搬に用いる車両、コンテナ等は、常に清潔と消毒にも気を配り、細心の注意と最善の方法によって配送してください。

12 登録の取消し

業者登録後に、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消す場合があります。

- (1) 要綱第2条に規定する登録の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合
- (2) 遵守事項を守れない場合
- (3) 虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (4) 納入された給食用物資が原因となり、若しくは原因とみられる食中毒等の事故が発生したとき又は発生する恐れがある場合
- (5) 納入された給食用物資が指定された規格等に適合しないと認められ、当該納入物資について交換等の指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
- (6) 著しく品質の劣る給食用物資の納入が連続して3回続いたとき。
- (7) 給食用物資の納入に際し、学校給食用物資納入基準書等の指示事項を遵守しないことが連続して3回続いたとき。
- (8) その他給食用物資の納入に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

すでに給食用物資を納入することが決まっていた場合でも、登録の取り消しとなったときは、その納入を停止することができます。この場合、発生した損害は教育委員会では補償しませんのでご承知置きください。

13 その他

- 登録業者名簿は、ホームページ等で公表します。公表する項目は、事業者の名称、住所、納入を希望する品目及び場所です。
- 登録後も申請内容について、実態を調査することがあります。

学校給食用物資納入協定

1 協定書の締結

- 納入にあたっては、「学校給食用物資納入協定書」により唐津市と協定を締結します。
- この協定は、実際の物資納入に関わらず、納入を希望される全ての事業者が対象となります。
- 給食用物資は、月の献立内容に必要な品目を考慮して発注します。協定の締結をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。

2 発注

- 前月の初めに見積依頼により、見積書の提出をお願いします。給食用物資によっては、あらかじめ参考見積、見本、製造工程表、アレルギー表、栄養価・成分分配表を提出いただく場合もあります。
- 前月の15日～20日ごろ、翌月に使用する給食用物資の必要量が確定します。
- 決定した納入業者に対して納入日時、規格及び数量等を記載した発注書をFAX等で送付します。金額に応じて契約書の提出を依頼する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。
- 発注書送付後に数量等に変更があったときは、別途連絡します。
- 災害の発生等で給食が中止になったときは、協議のうえ納入量を変更することがありますのでご協力をお願いします。

給食用物資の納入

1 納入

給食用物資の納入にあたっては、唐津市学校給食用物資納入基準を遵守してください。

2 時期

各調理場からの発注書により、指定された日時に指定された規格及び数量の給食用物資を納入していただきます。この際、必ず納品書が必要となりますので準備をお願いします。

また、場合によって、指定した物資の数量や期限を変更することがございます。

3 納入時の検収

食材の納入時には、検収責任者と納入業者が必ず立ち会い、検収に合格したものが納品されます。

4 不良品の対応

納入の虚偽・重過失により納入基準に適合しない食材の納入があった場合、返品・交換をお願いする場合があります。返品、交換に応じていただけない場合など、学校給食の提供に影響を与えた場合は、取引を停止する可能性がございます。

代金の請求・支払い

1 給食用物資の代金の請求

■請求の方法

代金の請求は、1か月ごと(※)に、実際に納入した数量で請求書をご提出ください。

※一度の見積依頼書の納入期間で締めてください。青果を月に複数回に分けて発注したときは、請求書も見積依頼書に合わせてそれぞれ提出ください。

請求書は翌月5日までに各調理場にご提出ください。

提出は直接お持ちいただくか、郵送又はメールでお願いいたします。

請求書の様式に指定はありませんが、唐津市ホームページから参考様式をダウンロードできます。

ダウンロードできないときは、学校給食課、各給食センターでも配布しています。

■注意事項

請求書は、必ず次のことを記載してください。記載がないときは、再提出いただくことがあります。

- (1) 宛名は「唐津市長」
- (2) 納品した月
- (3) 納品した場所(〇〇学校給食センター、〇〇学校)
- (4) 納入物資の消費税率が異なるときは、それぞれ内訳を記載
- (5) 請求者の住所、氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)

■代金の支払い

請求書の提出を受けてから、内容を確認した後に、市に登録いただいている金融機関口座に振り込みます。

〒847-0013

唐津市南城内1番1号大手ロセンタービル6階

唐津市教育委員会事務局学校給食課

TEL 0955-53-8269

FAX 0955-72-9195

E-Mail gakkou-kyushoku@city.karatsu.lg.jp